

生協の福祉事業をサポート

生協福祉事業に関する総合補償制度

介護サービス事業者賠償責任保険【基本補償】

+ 介護サービス従事者傷害保険（オプション）

申込締切日：2022年2月15日



★★★ 以下のような事故を補償します ★★★ ※保険金のお支払は事案ごとに判断します

介護サービス事業者賠償責任保険

- 利用者の介護をしていた際に、利用者が転倒してケガをしてしまった
- 利用者の食事配膳の際に、介助者がスプーンをこぼして利用者が火傷をしてしまった
- 訪問介護で清掃中に、利用者宅の家具を壊してしまった

等

介護サービス従事者傷害保険

- 入浴介助中、浴室の床のタイルで滑って捻挫してしまった
- 花瓶を洗っていたら、花瓶の口が割れていて指を切ってしまった
- 散歩の介助の帰り、転んでひざをすりむいてしまった

等

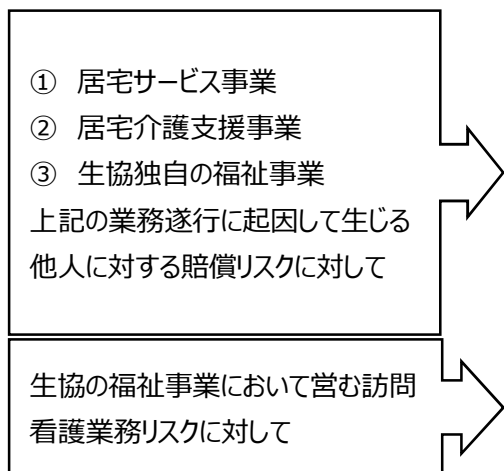


1. 本制度に加入できる方

日本生活協同組合連合会の会員生活協同組合および会員生活協同組合連合会

2. 補償内容

【基本補償】



介護サービス事業者賠償責任保険のポイント

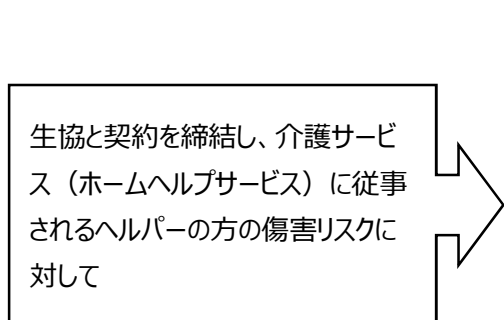
生協福祉事業に必要な補償内容で制度設計！！
日本生協連の団体補償制度として個別に加入するよりも割安な保険料を実現しました。
(団体割引 5%適用。ご加入件数が 20 未満または 100 以上の場合には、保険料の変更等をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。詳細につきましては、代理店または引受保険会社までお問い合わせください。)
訪問看護業務の遂行に起因する対人・対物事故等により、損害賠償責任を負担する場合に備えることができます。

★①「居宅サービス事業」(訪問介護、訪問入浴介護、通所介護〔デイサービス〕、短期入所生活介護〔ショートステイ〕、福祉用具貸与・販売、その他 家事援助・住宅改修・外出介助等のサービス) および「地域密着型サービス事業 (グループホーム)」「介護予防サービス事業」「地域密着型介護予防サービス事業」も対象となります。②「居宅介護支援事業」(介護計画作成、要介護・支援申請代行等) および「介護予防支援事業」も対象となります。③その他生協独自の福祉事業 (給食サービス事業・ヘルパー養成講座等も含みます) が対象となります。

★【基本補償】の最低保険料は 5 千円です。

★訪問看護業務において第三者に身体障害を与え、または第三者の財物を滅失・破損もしくは汚損した場合に被保険者が負う法律上の賠償責任を負担することによって被る損害も補償の対象となります。

【オプション補償】 ※基本補償 (介護サービス事業者賠償責任保険) と合わせてのご加入となります。



介護サービス従事者傷害保険のポイント

生協福祉介護サービスに従事されるヘルパーの方で、政府労災が適用にならない場合に備えることができます。
1 日あたりの最高稼働 (就業) 人数でご加入いただけます。
(対象者全員を付保いただく必要はありません。)

★ヘルパーとして介護サービス業務に従事中 (通勤途上を含みます) のケガが補償の対象となります。

3. 基本補償（介護サービス事業者賠償責任保険）

賠償責任保険普通保険約款+介護サービス事業者特別約款

介護業務の遂行に起因する対人・対物事故、管理下財物事故、人格権侵害事故により、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

補償対象となる業務（介護業務）

	業務	具体例
a.	介護保険法に規定される業務	●施設サービス（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の入居者に対する生活介護） ●居宅サービス（訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護等） ●居宅介護支援業務 ●福祉用具販売・レンタル（特定福祉用具販売、福祉用具貸与等） ●住宅改修 ●地域密着型サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護等）
b.	障害者総合支援法に規定される業務	●障害者支援施設等における生活介護・短期入所等 ●居宅介護、重度訪問介護、同行援護 ●福祉用具販売（補装具販売・修理）等
c.	高齢者の医療の確保に関する法律・労働者災害補償保険法のほか、健康保険法等の医療保険各法に規定される各種訪問看護業務	—
d.	ホームヘルパー、介護支援専門員または福祉用具専門相談員の養成、研修または講習	—
e.	その他 a.から d.までに準ずる業務またはサービス	●介護予防・生活支援サービス事業における通所型・訪問型サービス、生活支援サービス等 ●介護保険の給付の対象外であって各市町村が独自に指定するサービス（配食サービス・家事援助サービス・外出介助サービス等のいわゆる横出しサービス） ●その他生協独自の福祉事業（家事援助、給食サービス事業やヘルパー養成講座 他）等

※健康型有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅などの住宅部分についての管理リスク（介護業務に関係のない事故、床が濡れていたため転倒しケガをさせた、職員がドアを急に開けて通りがかった入居者にケガをさせたなど）は本制度の対象とならないため、別途施設賠償責任保険への加入が必要です。

用語の解説

用語	定義
被保険者	この保険契約において補償を受けることができる方(＊)をいいます。 ＊この保険では次の方が被保険者となります。(医師を除きます) ① 記名被保険者(加入者証に「ご加入者」として記載された方) ② ①が法人である場合は、その理事、取締役その他法人の業務を執行する機関(役員等) ③ ①が法人以外の社団である場合は、その構成員 ④ ①の使用人。①の指示に基づいて仕事(「①対人・対物事故の補償」の(＊4)参照)を遂行する研修受講生(パートタイマー、協力会員及びホームヘルパー等の養成研修を受講している方をいいます)を含みます。 ⑤ ①が住宅改修工事を行う場合は、その下請負人
管理下財物	記名被保険者が仕事の遂行にあたり使用・管理する動産をいいます。 ただし、次のものを含まません。 ①有価証券、印紙、切手、証書、帳簿 ②宝石、貴金属、美術品、骨董品、勲章、き章 ③稿本、設計書、雛型 ④自動車、原動機付自転車、船舶または航空機 ⑤動物、植物等の生物 ⑥その他①～⑤までに類する物 ⑦被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物(⑦の損壊は以下保険金をお支払いする場合「①対人・対物事故の補償」で補償されます。)
不当行為	日本国内で行われた不当な身体の拘束、口頭または文書もしくは図画等による表示をいいます。

保険金をお支払いする場合

次の①～⑥の事故に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし保険金をお支払いするのは、事故が保険期間中に日本国内において発生した場合に限ります。

①対人・対物事故 ②訪問看護業務事故 ③管理下財物事故 ④人格権侵害事故 ⑤行方不明時使用阻害事故 ⑥経済的事故

※ ④および⑥で保険金をお支払いするのは、事故についての損害賠償請求が保険期間中になされた場合に限ります。

①対人・対物事故の補償

次の事由に起因する他人の身体の障害(＊1)または財物(管理下財物を除きます)の損壊(＊2)による賠償損害を補償します。

a. 施設(＊3) b. 仕事(＊4)(訪問看護業務を除きます)の遂行またはその結果 c. 生産物(＊5)

(＊1) 傷害、疾病またはこれらに起因する後遺障害もしくは死亡をいいます。

(＊2) 滅失、破損または汚損をいいます。

(＊3) 記名被保険者が、仕事の遂行のために所有、使用または管理する施設をいいます。

(＊4) 記名被保険者にかかる介護業務(P.2 参照)のうち、加入依頼書に記載のものをいいます。

(＊5) 記名被保険者が仕事に関して製造、販売または提供した財物であって、記名被保険者の占有を離れたものをいいます。

②訪問看護業務事故の補償

仕事のうち、訪問看護業務の遂行またはその結果に起因する他人の身体の障害または財物（管理下財物を除きます）の損壊による賠償損害を補償します。

③管理下財物事故の補償

管理下財物の損壊、紛失、盗取または詐取による賠償損害を補償します。

※保険金をお支払いするのは、管理下財物について、その財物の正当な権利を有する者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

④人格権侵害事故の補償

次の事由に関する不当行為(P.3 参照)に起因する他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害による賠償損害を補償します。

a. 施設 b. 仕事の遂行またはその結果 c. 生産物

⑤行方不明時使用阻害事故の補償

認知症またはその疑いのあるサービス利用者（*1）が行方不明（仕事の遂行中に発生したものに限り。また、警察署長への行方不明の届出の有無を問いません。この補償においては、以下同様とします。）となった場合に、その者の行為（行方不明中の行為に限り。）により生じた不測の事象（他人の身体の障害または財物の損壊を伴わずに発生したものに限り。（*2））に起因する他人の財物の使用阻害（*3）による賠償損害を補償します。

（*1）記名被保険者が仕事として遂行するサービスを利用する者をいいます。

（*2）他人の身体の障害または財物の損壊を伴う事故は、「④対人・対物事故の補償」または「②訪問看護業務事故の補償」で補償されます。

（*3）財物の本来の目的および用法に従った使用が阻害されることをいいます。

※保険金をお支払いするのは使用阻害された他人の財物について、その財物の正当な権利を有する者に対して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に限ります。

⑥経済的事故の補償

居宅介護支援業務（*）の遂行に起因して、次の者の財産に金銭上の損害を与えること（身体の障害、精神的被害または財物の損壊、紛失、盗取もしくは詐取によるものを除きます。）による賠償損害を補償します。

a. 要介護・要支援状態にある者 b. 介護予防・生活支援サービス事業の対象者

（*）記名被保険者の日本国内における次の業務をいいます。

a. 介護保険法に規定される要介護・要支援の認定等に関する申請代行または認定調査

b. 要介護・要支援の認定の要否および介護予防・生活支援サービス事業の対象者への該当性の判断

c. 介護保険法に規定される居宅介護支援および介護予防支援

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由による損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※ここでは主な場合のみを記載しています。詳細は団体契約者にお渡ししている保険約款をご確認ください。

<共通>

- ・保険契約者または被保険者の故意（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議または地震、噴火、洪水、津波、高潮
- ・他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ・被保険者と同居の親族に対する賠償責任（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任
- ・排水・排気（煙を含みます。）に起因する賠償責任
- ・汚染物質の排出・流出・いつ出・漏出・放出（ただし、突発的な事故を原因として不測かつ急激に発生したもので、所定の期間内に発見され、通知されたものは、お支払いの対象となります。）または廃棄物の不法投棄・不適正な処理
- ・石綿または石綿の代替物質（それらを含む製品を含みます）の発がん性その他の有害な特性
- ・核燃料物質、核原料物質、放射性元素、放射性同位元素等による有害な特性またはその作用（放射能汚染、放射線障害等を含みます。）（ただし、医学・産業用の放射性同位元素の使用・貯蔵・運搬で法令違反がなかった場合は、お支払いの対象となります。）
- ・医療行為または医師、歯科医師、看護師、保健師もしくは助産師が行うのであれば人体に危害を生ずるおそれのある行為に起因する事故（法令により、医師、歯科医師、看護師、保健師または助産師以外の者が行うことを許されている場合を除きます。）（訪問看護業務事故については、この事由は適用しません。）
- ・薬品の調剤もしくは投与または薬品の販売もしくは供給に起因する事故
- ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の者が行うことを法令により禁じられている行為に起因する事故
- ・サイバー攻撃(2022年1月改定により追加)

<①対人・対物事故の補償 固有の事由>

- ・被保険者が所有・使用・管理する財物（被保険者が直接作業を加えている住宅改修工事の目的物を除きます。）の損

壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

- ・自動車・原動機付自転車・航空機、施設外における船・車両（原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）または動物の所有・使用・管理
- ・被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造・販売・提供した生産物または行った仕事の結果
- ・生産物、仕事の目的物のうち事故の原因となった作業が加えられた財物（作業が加えられるべきであった場合を含みます。）または完成品等の損壊または使用不能

<②訪問看護業務事故の補償 固有の事由>

- ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ・直接であるか間接であるかにかかわらず、法令で定める所定の免許を有しない者が行った訪問看護業務

<③管理下財物事故の補償 固有の事由>

- ・保険契約者または被保険者が行い、または、加担した盗取または詐欺（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・保険契約者または被保険者が管理下財物を私的な目的で使用している間に生じた損壊、紛失、盗取または詐欺（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・自然発火または自然爆発した管理下財物自体の損壊
- ・自然の消耗または性質による蒸れ、かび、腐敗、変色、さび、汗ぬれその他これらに類似の現象
- ・ねずみ食い、虫食いその他類似の現象
- ・管理下財物の使用不能（収益減少を含みます。）

<④人格権侵害事故の補償 固有の事由>

- ・保険期間の開始時より前に行われた不当行為
- ・最初の行為が保険期間の初日の前に行われ、その継続または反復として行われた不当行為
- ・事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の指図により行われた不当行為
- ・被保険者による採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為
- ・広告・宣伝活動、放送活動または出版活動

＜⑤行方不明時使用阻害事故の補償 固有の事由＞

- ・被保険者の故意または重大な過失による法令違反（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・被保険者が所有、使用または管理する財物の使用阻害
- ・他人の財物の紛失、盗取または詐取
- ・特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
- ・データまたはコンピュータ・プログラムの損壊
- ・サービス利用者が行方不明となることの予防措置を全く取らなかったために発生した事故
- ・無賃乗車あるいは無銭飲食

＜⑥経済的事故の補償 固有の事由＞

- ・保険期間の開始前に発生した事由により損害賠償請求を受けるおそれがあることを被保険者が保険期間の開始時に認識していた場合（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）は、その事由

- ・被保険者が法令に違反することまたは他人に損害を与えるべきことを認識していた行為（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）（この事由に該当するかは、被保険者ごとに個別に判断します。）
- ・介護支援専門員の有資格者が遂行すべき行為であるにもかかわらず、無資格者によって行われた行為
- ・被保険者の使用人による窃盗、不動産侵奪、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ・名誉もしくは信用のき損またはプライバシーの侵害もしくは秘密の漏えい
- ・被保険者の支払不能または破産
- ・特許権、著作権または商標権等の知的財産権の侵害
- ・被保険者により居宅介護支援業務の結果の保証がなされたことによって加重された賠償責任

等

お支払いする保険金の種類

- ①法律上の損害賠償金：法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金（賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です。）
- ②争訟費用：損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等（訴訟に限らず調停・示談なども含みます。）
- ③損害防止軽減費用：事故が発生した場合において被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続きまたは既に発生した事故にかかわる損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用
- ④緊急措置費用：事故が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが

- 判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
- ⑤協力費用：引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決にあたる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
 - ⑥初期対応費用：この保険の対象となりうる事故が発生した際に、事故対応のために被保険者が負担する事故現場の保存・写真撮影費用、通信費、対人事故の被害者への見舞金等の社会通念上妥当と認められる費用
 - ⑦訴訟対応費用：この保険の対象となる事故が発生し、被保険者に対する損害賠償請求訴訟が日本国内において提起された場合に、応訴のために被保険者が支出した事故再現実験費用や意見書・鑑定書作成費用または相手方や裁判所に提出する文書作成費用等の社会通念上妥当と認められる費用

保険金のお支払い方法と支払限度額（ご契約金額・免責金額）

保険金のお支払方法は以下のとおりです。

- ・P.6「お支払いする保険金の種類」①の法律上の損害賠償金については、合計額から免責金額を差し引いた額に対して支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、管理下財物事故において、貨紙幣以外の管理下財物については、支払限度額の範囲内であっても、その管理下財物の時価がお支払いの限度となります。
- ・P.6「お支払いする保険金の種類」②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、P.6「お支払いする保険金の種類」②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。
- ・P.6「お支払いする保険金の種類」⑥の初期対応費用については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。ただし、対人事故の被害者への見舞金・見舞品購入費用は、支払限度額の内枠において、1事故について被害者1名あたり10万円を限度とします。
- ・P.6「お支払いする保険金の種類」⑦の訴訟対応費用については、支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

		支払限度額（ご契約金額）		免責金額（1事故・1請求）
対人・対物賠償（訪問看護業務除く）		1事故・保険期間中	※1億円	5千円
対人・対物賠償（訪問看護業務）		1事故	※1億円	5千円
		保険期間中	※3億円	5千円
管理下財物事故	貨紙幣以外	1事故	300万円	5千円
	貨紙幣	1事故	30万円	5千円
人格権侵害事故		1請求・保険期間中	300万円	5千円
行方不明時使用阻害事故		1事故・保険期間中	1,000万円	0円
経済的事故		1請求・保険期間中	1,000万円	0円
訴訟対応費用		1事故・1請求	1,000万円	0円
初期対応費用		1事故・1請求	1,000万円	0円
	うち身体障害見舞費用	1名	10万円	0円

※対人賠償と対物賠償の支払限度額（ご契約金額）は合算して記載金額が限度となります。

業務区分および年間保険料

* 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）のように、訪問看護業務とそれ以外の業務を一元的に提供するサービスにおいて、売上高の内訳を把握できない場合は、そのサービスの売上高の合計を「c.訪問看護業務」の売上高とみなして、保険料を算出します。

業務区分		定義	保険料
a.	施設業務	介護業務のうち、施設において行う入所サービスまたは通所サービスにかかる業務をいいます。	会員生協の営む 業務区分によって 異なります。 最低保険料は5 千円です。左記業 務区分毎に把握 可能な最近の会 計年度等の事業 高※を把握し計 算します。
b.	訪問介護その他の業務	介護業務のうち、a.および c.から f.までを除くすべての業務をいいます。	
c.	訪問看護業務	介護保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、労働者災害補償保険法のほか、健康保険法等の医療保険各法に規定する訪問看護業務をいいます。	
d.	居宅介護支援業務	P.4 ⑥経済的事故の補償に定める業務をいいます。	
e.	福祉用具販売・レンタル	介護保険法または障害者総合支援法に基づく福祉用具の販売、貸与、修理等の業務をいいます。	
f.	住宅改修	介護保険法に基づく介護保険の給付の適用対象となる住宅改修をいいます。	

※なお、ご申告いただいた事業高がご加入時に把握可能な最近の会計年度の事業高に不足していた場合には、申告された数字に基づく保険料と実際の数字に基づく保険料の割合により、保険金を削減してお支払いすることになりますのでご注意ください。

4. オプション補償（介護サービス従事者傷害保険）

総合生活保険（傷害補償）（就業中のみの危険補償特約、準記名式契約特約（一部付保）（同一保険金額用）付帯）

本保険は、ヘルパーの方が従事中（通勤途上を含みます）に急激かつ偶然な外来の事故（※）にあり、ケガをされたり、死亡された場合に保険金をお支払いします。労災認定の可否を問わず、生協福祉事業に従事するヘルパーの方が、業務中に発生した事故によりケガをした場合に保険金をお支払いします。

（※）急激かつ偶然な外来の事故とは・・・下記 3 項目を全て満たす場合をいいます。

- 急激性＝突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
- 偶然性＝事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
- 外来性＝身体の外部からの作用によるもの

＜上記 3 項目に該当しない例＞

日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛（反復性の原因によるもの）、疾病などは“急激かつ偶然な外来の事故によるケガ”に該当しないため、保険金支払の対象とはなりません。

ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

（※）保険金支払の対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までお問い合わせください。

補償内容

補償の対象	保険事故例	お支払いする保険金
ヘルパーとして介護サービス業務に従事中（通勤途上を含みます）のケガ	■ 転びそうになった利用者を支えようとして自分がケガをした。 ■ 食事を作っているときにヤケドをした。 ■ 利用者の車椅子を押して散歩中に自転車と衝突しケガをした。 ■ 利用者宅に向かう途中、駅の階段から落ちてケガをした。	死亡保険金
		後遺障害保険金
		入院保険金
		手術保険金
		通院保険金

保険金額と保険料

1 日あたりの最高稼働人数が 5 名に満たない場合は、この保険には加入できません。

補償項目	保険金額	
	A プラン	B プラン
死亡保険金	300 万円	500 万円
後遺障害保険金	12 万円～300 万円	20 万円～500 万円
入院保険金日額	3,000 円	3,000 円
入院中に受けた手術＊	3 万円	3 万円
入院中以外に受けた手術＊	1.5 万円	1.5 万円
通院保険金日額	2,000 円	2,000 円
1 名当たり保険料	5,070 円	6,070 円

★左記以外のパターンでの自由設計も可能です。

詳細は(株)アイアンドアイサービスまでお問い合わせください。

* 傷の処置や抜歯等、お支払い対象外の手術があります。

補償の概要

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害基本補償特約	死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合 ◆死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震、噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180 日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ◆後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4～100%をお支払いします。※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害基本補償特約	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に入院された場合 ◆入院保険金日額に入院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、支払対象となる「入院した日数」は、1 事故について 180 日を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ（その方が受け取るべき金額部分） ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によって生じたケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ
	手術保険金	治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術＊1 または先進医療＊2 に該当する所定の手術を受けられた場合 ◆入院保険金日額の 10 倍（入院中の手術）または 5 倍（入院中以外の手術）の額をお支払いします。ただし、1 事故について事故の日からその日を含めて 180 日以内に受けた手術 1 回に限り＊3。 ＊1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ＊2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限り＊3。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 ＊3 1 事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の 10 倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180 日以内に通院（往診を含みます）された場合 ◆通院保険金日額に通院した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180 日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1 事故について 90 日を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位の骨折等によりギブス等 ＊1 を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ＊1 ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB プレースおよび三内式シーネをいいます。	

加入方式

- 生協と契約を締結し、介護サービス（ホームヘルプサービス）に従事されるヘルパーの方が対象となります。
- 介護サービスに従事されるヘルパーの1日あたりの最高稼働人数によりご契約いただく方式です。（全員付保する必要はありません。）ただし1日あたりの最高稼働人数が5名に満たない場合は、この保険には加入できません。
- 契約締結時点で介護サービスに従事されるヘルパーの方の名簿を備え付けておく必要があります。
- 保険期間の途中で、1日あたりの最高稼働人数の増減があった場合は遅滞なく代理店または引受保険会社までご連絡ください。保険料の請求または返還をします。故意もしくは重大な過失により増員の通知がされなかったり、増員による追加保険料を相当期間内に支払わなかったりした場合は保険金を削減してお支払いします。また、増員による追加保険料を相当期間内に支払わない場合はご加入を解除することがあります。

実際に起きた事故例

介護施設で起きる事故は主に施設を利用される方の人身事故が多数を占めています。

このうち、利用者が転倒・転落する事故が70%を占め、特に施設内のホールや廊下などの共用スペースや居室で発生しています。

事故例 1 入居施設 居室（移乗時の転倒）

① 事故の状況

- ◆ ベッドから車椅子への移乗介助中、介助者が車椅子を取ろうと途中で離れたところ、利用者が転倒した。

② 事故の原因

- ◆ 介助者は利用者が不安定な姿勢のままその場を離れてしまった。

③ 再発防止のためのチェックポイント

適切な介助方法は徹底されていますか？



事故例 2 入居施設 居室（ベッドからの転落）

① 事故の状況

- ◆ 居室から声が聞こえたため訪室すると、利用者がベッドからずり落ちていた。

- ◆ 利用者は大腿骨骨折を負い2か月間入院し、治療費など30万円を賠償することになった。

② 事故の原因

利用者は過去にも転落しそうになったことが度々あり、布団敷きに変える方法などもあったが、対策が検討されていなかった。

③ 再発防止のためのチェックポイント

リスクについて協議・検討する機会がありますか？

事故例 3 入居施設 共用スペースでの転倒

① 事故の状況

- ◆ 廊下で介助者が利用者の歩行に付き添い見守り中、他の利用者の居室で離床センサーが作動したため、その場を離れたところ、利用者が転倒した。
- ◆ 利用者は大腿骨骨折を負い8か月間入院し、治療費など、120万円を賠償することになった。

② 事故の原因

利用者は転倒の危険性が高く、歩行時は常に付き添う方針だったが、声掛けしただけでその場を離れてしまった。

③ 再発防止のためのチェックポイント

利用者ごとの解除方針は徹底されていますか？



5. ご注意情報（本注意情報は介護サービス事業者賠償責任保険に関するものです）

<介護サービス事業者賠償責任保険>

◆もし事故が起きたときは

ご契約者または被保険者が、保険事故または保険事故の原因となりうる偶然な事故または事由が発生したことを知ったときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他の必要事項について、書面でご契約の代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合は、保険金を減額してお支払いすることがありますのでご注意ください。

保険金請求権には、時効（3年）がありますのでご注意ください。

◆ご加入者と被保険者が異なる場合

ご加入者と被保険者が異なる場合は、このご案内の内容を被保険者にご説明いただきますようお願い申し上げます。

◆示談交渉サービスは行いません

この保険には、保険会社が被害者の方と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。事故が発生した場合は、お客様（被保険者）ご自身が、保険会社の担当部署からの助言に基づき被害者の方との示談交渉を進めていただくことになりますので、ご承知置ください。また、保険会社の承認を得ずにお客様（被保険者）側で示談締結をされたときは、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますのでご注意ください。

◆保険金請求の際のご注意

責任保険において被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権（費用保険金に関するものを除きます。）について、先取特権を有します（保険法第22条第1項）。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます（保険法第22条第2項）。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますのでご了解ください。

①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合

②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合

③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

◆ご契約の際のご注意

<告知義務>

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。※代理店には、告知受領権があります。

<補償の重複に関するご注意>

補償内容が同様の保険契約（特約条項や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書等に☆が付された事項（通知事項）に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかにご加入の代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また、変更の内容によってご契約を解除することがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の代理店または引受保険会社にご連絡ください。

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合

他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合、損害の額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、引受保険会社代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、「小規模法人」（破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人（*））またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。

（※）保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

（*）外国法人については、日本における営業所等が締結した契約に限ります。

◆共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。

なお、引受割合についてはP.16をご確認ください。

【非幹事保険会社】

損害保険ジャパン株式会社
共栄火災海上保険株式会社
三井住友海上火災株式会社

6. 加入手続き

- 保険期間：2022年4月1日（金）午後4時から2023年4月1日（土）午後4時まで1年間
毎月1日付で中途加入もできます（午前0時より補償）。
加入の際は（株）アイアンドアイサービスまでお問い合わせください。

- 申込締切日：2022年2月15日（火）

- 申込方法：「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」を必ずご確認ください。

加入依頼書に必要事項をご記入の上、ご提出ください。

保険料については、別途「保険料請求書」をご送付いたしますので、3月18日（金）までに指定口座へお振込みいただきますようお願いいたします。（注）基本補償である介護サービス事業者賠償責任保険の最低保険料は5千円になります。

この保険は、日本生活協同組合連合会を契約者とし、団体の構成員等を被保険者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として日本生活協同組合連合会が有します。このパンフレットは「生協福祉事業に関する総合補償制度」の概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細につきましては、引受保険会社からご契約者である日本生活協同組合連合会の代表者にお渡ししております保険約款によりますが、保険の内容についてご不明な点がある場合は取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】株式会社アイアンドアイサービス

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-1-13 コープ共済プラザ

TEL.03-6836-1330 FAX.03-6836-1333

メール iandi@coopkyosai.coop

ホームページ <http://www.iandi-s.co.jp/>

【引受保険会社（幹事保険会社）】

東京海上日動火災保険株式会社
（担当）広域法人部 団体・協同組織室

〒102-8014 東京都千代田区三番町 6-4
TEL.03-3515-4151 FAX.03-3515-4152

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 総合生活保険（傷害補償）にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。

※ご不明な点や疑問点がありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

〔マークのご説明〕



保険商品の内容を
ご理解いただくための事項



ご加入に際してお客様にとって不利益になる
事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1 商品の仕組み



この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2 基本となる補償および主な特約の概要等



基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や、主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3 保険金額の設定



この保険での保険金額は、あらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

4 保険期間および補償の開始・終了時期



ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。

5 保険料の決定の仕組みと払込方法等

（1）保険料の決定の仕組み



保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

（2）保険料の払込方法



払込方法・払込回数については、パンフレット等をご確認ください。

6 満期返れい金・契約者配当金



この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1 告知義務



加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項（告知事項）ですので、正確に記載してください（東京海上日動の代理店には告知受領権があります。）。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や、告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については後記「Ⅲ-1 通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの告知事項は下記をご確認ください（項目名は商品によって異なる場合があります。）。また、ご加入後に加入内容変更として補償を追加する場合も同様に、変更時点での下記の事項が告知事項となります。

〔告知事項・通知事項一覧〕

★：告知事項 ☆：告知事項かつ通知事項
総合生活保険（傷害補償）

職業・職務等＊1、被保険者数（一日の最高稼働人数）が告知事項かつ通知事項（☆）となります。

他の保険契約等＊2を締結されている場合は、その内容についても告知事項（★）となります。

＊1 新たに職業に就いた場合や、就いていた職業をやめた場合を含みます。

＊2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2 クーリングオフ



ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3 死亡保険金受取人



総合生活保険（傷害補償）において、死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合＊1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください（指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。）。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですがパンフレット等記載のお問い合わせ先までお申出ください。

＊1 家族型補償（本人型以外）の場合、ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

1 通知義務等



【通知事項】

加入依頼書等に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

【その他ご連絡いただきたい事項】

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なくパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入後の変更】

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただいてから 1 か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、パンフレット等記載のお問い合わせ先の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2 解約される時



ご加入を解約される場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

- ・ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
- ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間＊2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
- ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

＊1 解約日以降に請求することがあります。

＊2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3 保険の対象となる方からのお申出による解約



総合生活保険（傷害補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4 満期を迎えるとき



【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

【更新後契約の保険料】

保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

【保険金請求忘れのご確認】

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れやご不明な点がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますのでご注意ください。

IV その他ご留意いただきたいこと



1 個人情報の取扱い

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等を利用するために、再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について、一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

2 ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 総合生活保険（傷害補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- 錯誤による意思表示は取り消すことができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が取消・無効・解除となる場合があります。



3 保険会社破綻時の取扱い等

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金や返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合のお取扱い
1年以内	原則として80%（破綻保険会社の支払い停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで補償されます。
1年超	原則として90%まで補償されます。ただし、破綻後に予定利率等の変更が行われた場合には、90%を下回ることがあります。



4 その他ご加入に関するご注意事項

- 東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。
- 加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、パンフレットおよび加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたらパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

●ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記＜共同保険引受保険会社について＞をご確認ください。

5 事故が起こったとき

●事故が発生した場合には、直ちにパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●個人賠償責任補償特約において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動とご相談いただきながらご対応ください。

●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。

・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）

・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
・附加給付の支給額が確認できる書類
・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書

●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいらない場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者＊1 または 3 親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

＊1 法律上の配偶者に限ります。

●保険金請求権には時効（3 年）がありますのでご注意ください。

●損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●個人賠償責任補償特約、借家人賠償責任補償特約において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合

東京海上日動安心 110 番（事故受付センター）のご連絡先は、後記をご参照ください。

＜共同保険引受保険会社について＞

引受保険会社	引受割合
東京海上日動火災保険株式会社	80.0%
共栄火災海上保険株式会社	10.0%
三井住友海上火災保険株式会社	5.0%
損害保険ジャパン株式会社	5.0%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください（ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合は、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



東京海上日動火災保険株式会社

保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載のお問い合わせ先にて承ります。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽ ADR センター（指定紛争解決機関）

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは同協会のホームページをご確認ください。（www.sonpo.or.jp）



0570-022808

通話料
有料

IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。

受付時間：平日 午前 9 時 15 分～午後 5 時

（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

東京海上日動のホームページのご案内

www.tokiomarine-nichido.co.jp

東京海上日動安心 110 番 （事故受付センター）



0120-720-110

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも

受付時間：24 時間 365 日

「東京海上日動安心 110 番」へ

ご加入内容確認事項（意向確認事項）

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。

お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

1 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- | | | |
|---|---|-------------------------------|
| ☐ 保険金をお支払いする主な場合 | ☐ 保険金額、免責金額（自己負担額） | ☐ 保険期間 |
| ☐ 保険料・保険料払込方法 | ☐ 保険の対象となる方 | |

2 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご確認ください事項】

☐ 加入依頼書等の「職業・職務等」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？

※各区分（A または B）に該当する職業例は下記のとおりです。

○職種級別 A に該当する方：

「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別 B に該当しない方

○職種級別 B に該当する方：

「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」（以上 6 職種）

☐ 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？

3 重要事項説明書の内容についてご確認ください。

特に「保険金をお支払いしない主な場合」「告知義務・通知義務等」についてご確認ください。

東京海上日動火災保険株式会社